

令和 8 年度

県単河川総合開発工事（富川橋警報局舎改良工）

特記仕様書

二級河川小櫃川水系 小櫃川

袖ヶ浦市 阿部

千葉県亀山・片倉ダム管理事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。

なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第 2 条 エ 期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から令和 9 年 3 月 2 5 日限りとする。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	3 0 日間
後片付け期間	2 0 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 $\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$	0. 7 8
その他の作業不能日	日 間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1 日の降雨・降雪量が 10 mm/日以上の日：3 9 日間／年間

ロ) 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：8 日間／年間

（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

（過去 5 か年（2021 年 1 月～2025 年 12 月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第 3 条 作業区分

本工事の作業区分は以下によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼間作業	すべての工事
夜間作業	—

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事実施期間中、下記のとおり交通誘導員を配置するものとする。

工種	昼間作業	夜間作業	摘 要
局舎設置 (ラフター使用時)	1 人	—	交代要員あり

なお、交通誘導員は仮設構台付近の配置を想定している。

3. その他、資材の搬出・搬入時は、公道の出入口等に誘導員を配置させ、安全確保に努めなければならない。

第5条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」(旧「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」)により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先

立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設廃棄物

本工事により発生する

コンクリート殻（鉄筋）（9.5 m³）については、木更津市矢那 地先、片道運搬距離 7.2 km の 前田道路(株) 木更津合材工場 に運搬し、処理するものとする。

コンクリート殻（無筋）（0.6 m³）については、木更津市矢那 地先、片道運搬距離 7.2 km の 前田道路(株) 木更津合材工場 に運搬し、処理するものとする。

路盤廃材（0.6 m³）については、木更津市矢那 地先、片道運搬距離 7.2 km の 前田道路(株) 木更津合材工場 に運搬し、処理するものとする。

ガラスくず（0.07 t）については、君津市坂田 地先、片道運搬距離 14.9 km の (有)クリーン21 に運搬し、処理するものとする。

混合廃棄物（0.09 t）については、富津市田倉 地先、片道運搬距離 25.1 km の (株)錦織商店 に運搬し、処理するものとする。

切断排水（2個）については、袖ヶ浦市南袖 地先、片道運搬距離 14.7km の (株)ダイセキ に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 建設発生土

本工事により発生する建設発生土は次に示す場所へ搬出すること。

1) 指定（B）の場合

建設発生土（1.89 m³）は、片道運搬距離 23.2 km の 亀山・片倉ダム管理事務所のストックヤードに搬出するものとする。

第6条 アスファルト舗装切断時に発生する排水の適正な処理

1. 舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体

の取扱規則等に基づき適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理する」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

2. 処理施設は以下のとおりとする。なお、工事発注後明らかになったやむを得ない事情により、下記により難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

- a) 受け入れ場所 千葉県袖ヶ浦市南袖23番地8
(株)ダイセキ
片道運搬距離14.7km

第2章 材 料

第7条 材料の確認

以下の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合し確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、上記以外でも監督職員が指示する場合については、監督職員の指示する方法により、検査を受けなければならない。

材 料 名	提出	検 査		摘 要
		品質	数量	
コンクリート	○			呼び強度 18N/mm ² 以上 呼び強度 24N/mm ² 以上

第3章 施 工

第8条 準備工

施工前に監督職員と立会を行い、伐採する樹木、竹及び除草の必要がある場合は協議すること。

第9条 コンクリート工

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、以下の仕様によるものと

する。ただし、高炉セメントによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。

用 途	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (c m)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	セメントの種類	水セメント比 (%)
基礎コンクリート	24	12	25 (20)	高炉セメント	60 以下
均しコンクリート	18	8			規定なし
間詰コンクリート	18				規定なし

２．コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）
（平成１４年８月一部改正）により行うものとする。

第１０条 仮設工

本工事の工事用道路は敷鉄板を基本とする。

なお、本工事に使用される敷鉄板はラフタークレーンの走行時のみの使用を想定しているため、供用中の整備費を見込んでいない。

第４章 そ の 他

第１１条 関連工事との調整

下記に記載の工事の受注業者と、定期的（１回／月程度）に工程管理に係る打合せを行うこと。

なお、打合せ時期や場所については監督職員の指示による。

【関連工事】

○県単河川総合開発工事（富川橋警報局外テレメータ放流警報設備改良工）
（受注者）株式会社進藤電機

第１２条 設計図書

設計図書については、契約後速やかに電子データで受注者に貸与する。

- （１）図 面：CAD データ（SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠）
- （２）数量総括表：P D F データ
- （３）特記仕様書（施工条件の明示含む）：Microsoft WORD データ

第 13 条 工事完成図

工事完成図を下記により作成すること。

- (1) CAD データ (SXF (P21Ver. 2) CAD 製図基準に準拠)
- (2) 出来形 (実測値) を記入すること。レイヤは監督職員と協議する。

第 14 条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材 (以下、「調達検討資材」) の調達に必要な経費 (以下、「別途調達経費」) について、設計変更を行う対象工事である。

2. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合 (ただし別途調達経費を含む)

3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類 (実際の取引伝票等) を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第 15 条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	ICT活用工事 ※右表に対象工種を記載	・ 該当する 対象工種 ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない